

「館山セブンの海の森」事業に係る連携に関する協定書

一般財団法人セブン-イレブン記念財団（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人たてやま・海辺の鑑定団（以下「乙」という。）、館山市（以下「丙」という。）は、以下のとおり「館山セブンの海の森」事業に係る連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙が、沖ノ島をはじめとする館山市の豊かな環境を健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指し、森・里・川・海のつながりを意識しながら、沖ノ島とそれを取りまく館山市の環境（以下「沖ノ島環境」という。）の保全再生および地域の一層の活性化等を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携、協力し、活動を実施するものとする。

（1）沖ノ島及び海浜の保全再生に関すること

（2）地域の活性化に関すること

2 丙は、甲および乙の取組が円滑に実施できるよう助言、協力等を行うものとする。

（活動を行うエリア）

第3条 本協定により、甲および乙が第2条第1項各号に定める活動を行うエリア（以下「活動エリア」という。）とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙は、本協定に基づく取組の実施に当たり、知り得た個人情報等の機密情報を相手方の書面による承認を得ないで、第三者に開示・漏洩、または他の目的に利用してはならない。

2 前項に定める義務は、協定期間が終了もしくは協定が解除された後も存続するものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲、乙、丙は、本協定に基づき取り扱う個人情報および知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他個人情報の保護に関する各種法令等に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和13年3月31日までとする。

ただし、甲、乙、丙から延長したい旨の申し出があった場合は、協議の上、延長することができるものとする。

2 本協定に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動計画書の提出)

第7条 甲および乙は、事業年度ごとに、活動エリアにおける活動計画書を作成し、丙と調整した上で、各年度の前の年度の3月末日までに(令和2年度の活動計画書については、本協定の締結後速やかに)丙に提出するものとする。

2 甲および乙は、前項の規定により提出した活動計画書を変更しようとするときは、丙と調整するものとする。

(活動の実施)

第8条 甲および乙は、丙に提出した活動計画書に沿って活動を実施するものとする。

2 甲、乙、丙は、適切に連絡調整を図りながら活動の円滑な実施に努めるものとする。

3 甲および乙は、活動エリアが法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等を遵守しながら活動を実施するものとする。

(活動報告書の提出)

第9条 甲および乙は、毎事業年度終了後30日以内に、活動内容、参加人数、写真等を記した活動報告書を作成し、丙に提出するものとする。

(活動エリアにおける施設の管理者との協議)

第10条 甲および乙は、本協定の有効期間中に、第3条に定める活動エリアにおける各管理者に変更があった場合は、新たな管理者と適宜協議を行うものとする。

(協定の変更および解除)

第11条 本協定の内容の変更または解除は、甲、乙、丙、のいずれかの申し出に基づき協議の上、協定締結者間の合意により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙、丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、何らかの通知も要せず、本協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含むがこれに限られない。)と関係を有し、または関係を有することとなったとき。

(2) 相手方に対して脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方の信用を失墜させ、または相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、本協定を解除した者は、本協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、決定するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、協定締結者間で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月24日

甲 東京都千代田区二番町8番地8
一般財団法人セブン・イレブン記念財団

理事長

山本 憲司

乙 千葉県館山市沼979
特定非営利活動法人 たてやま・海辺の鑑定団

理事長

竹内 聖一

丙 千葉県館山市北条1145-1
館山市

館山市長

金丸 謙一